

資産に関する調書

申請者が個人の場合のみ添付すること

申請者名 (0000)

資 産

項 目	金 額	内 容 等
現金預金	10,000,000円	○×銀行 △□支店
	2,000,000円	◇△銀行 ×△支店
	円	
有価証券	円	
	円	
未収入金	円	
売掛金	円	
受取手形	円	
土 地	15,000,000円	所在地〇〇市〇〇町〇丁〇番〇〇
	円	
	円	
建 物	5,000,000円	所在地〇〇市〇〇町〇丁〇番〇〇
	円	
	円	
車 両	6,000,000円	廃棄物輸送目的の自己所有車両（2台）
	2,000,000円	それ以外の目的の自己所有車両（1台）
	円	
	円	
備 品	円	
そ の 他	円	
	円	
合 計	40,000,000円	

申請者が時価で評価すること

負 債

項 目	金 額	内 容 等
借 入 金	長期 10,000,000円	金融機関等からの借入金
	短期 円	
未払金	円	
預り金	円	
前受金	円	
買掛金	円	
支払手形	円	
そ の 他	円	
	円	
合 計	10,000,000円	

(注) この書類は、申請者が個人の場合に限り添付すること。

日付は記入しないこと

納税証明書等が添付できない理由書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号

氏名(名称) ○○株式会社

更新申請の場合は「2」と記載すること

(代表者氏名) 代表取締役 ○○○○

一般廃棄物収集運搬業許可を受けるに際して、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第18条の規定により、申請日直前3年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類を添付しなければなりません。法人設立が、○○年○○月○○日であり、決算日が○月○○日であるため、これらの書類の(一部・全部)を添付することができません。

3年分の書類を添付できない場合は「全部」、1年又は2年分の書類を添付できない場合は「一部」を囲むこと

従業員一覧表

該当事項を囲むこと

職種が「運転」の場合は該当する種類を囲み取得年月日を記載すること

申請者名 (**〇〇株式会社**)

番号	氏名	雇用区分	職種	運転免許種類				資格・免状等
				普通	準中型	中型	大型	
1	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	H.00年00月00日
2	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	H.00年00月00日
3	〇〇〇〇	常勤 (臨時) 役員	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	H.00年00月00日
4	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日
5	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日
6	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日
7	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日
8	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日
9	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日
10	〇〇〇〇	常勤 (臨時)	運転業務業	普通	準中型	中型	大型	年 月 日

役員等が現場業務等を行っている場合は、記載すること

パート・アルバイト含む

本市の業務に従事する者のみ記載すること

(注) 1 本市の業務に従事する者のみを記載すること。
 2 記載事項のすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した書面を添付すること。

業 務 経 歴 書

申請者名 (〇〇株式会社)

年月日(又は期間)	業 務 経 歴
昭和〇〇年〇〇月〇〇日	堺太郎 個人として運送業開業
平成〇〇年〇〇月〇〇日	堺太郎株式会社として法人化
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇株式会社に社名変更
平成〇〇年〇〇月〇〇日	△△市一般廃棄物収集運搬業許可取得
	以降 各自治体において収集運搬業務を行う
	収集運搬に係る複数の許可等を取得している場合は、最初を取得した許可等だけを記載しても構いません。

(注) 申請業務に関連するもののみ記載のこと。

(第1面)

要領様式第18号

建設・製造・卸売業に関しては
中～小分類程度で記入すること

一般廃棄物排出（予定）者一覧表

当該排出場所から運搬
する廃棄物を囲むこと

0ではなくkgで記載すること

申請者名（ **〇〇株式会社** ）

区分			排出場所			名称（業種）		廃棄物の種類		契約単価	収集	収集
新規	継続	廃止	所在地			電話番号	フリガナ 担当者名	市の処理施設に搬入するもの	その他	(円/kg)	(kg)	曜日
			区	町名	丁番地							
新規	継続	廃止	堺区	北三国ヶ丘町	5丁1-1	〇〇食品 TEL 〇〇〇-△△△△	（食料品製造業） ミクニ 三国	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		17	24,000	毎日
新規	継続	廃止	中区	土塔町	139	××木材販売店 TEL 〇〇〇-△△△△	（小売業） モズ 百舌鳥	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		20	1,000	月水金
新規	継続	廃止	東区	引野町	1丁110	△△敷物店 TEL 〇〇〇-△△△△	（繊維品卸売業） ヤジモ 八下	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		19	5,000	土日
新規	継続	廃止	西区	浜寺船尾町東	1丁101	△△新聞 TEL 〇〇〇-△△△△	（新聞業） ヒガシ 東	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		18	2,000	第1.3水
新規	継続	廃止	西区	上野芝向ヶ丘町	6丁7-1	〇〇建設 TEL 〇〇〇-△△△△	（建設業） ムカイ 向	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		14		
新規	継続	廃止				××商店 TEL 〇〇〇-△△△△	（ ） ミクニ 三国	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず				

更新許可申請で、引き続き業務を行う場合は「継続」を囲むこと

月極等の場合でも、1kg当たりの単価に換算して記載すること
(処分料金及び消費税含む。)

複数枚にわたる場合は、そのすべての合計を記載すること

排出場所総数	8 件	総収集量	40,000 kg/月
--------	-----	------	-------------

忘れずに記載すること

全 2 枚中 1 枚

(第2面)

申請者名 (**〇〇株式会社**)

区分			排出場所			廃棄物の種類		契約単価 (円/kg)	収集量 (kg/月)	収集 曜日
			所在地	名称 (業種)	市の処理施設に搬入するもの	その他				
区	町名	丁番地	電話番号	フリガナ 担当者名						
新規	継続	廃止	北 区	百舌鳥 西之町	1J82	〇〇レストラン百舌鳥店 (一般飲食店)	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	20	2,000	日
						TEL 〇〇〇-△△△△				
新規	継続	廃止	美原 区	阿弥	93	〇〇レストラン 美原店 (一般飲食店)	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	20	5,000	月火水
						TEL 〇〇〇-△△△△				
新規	継続	廃止	区			()	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			
新規	継続	廃止	区			()	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			
新規	継続	廃止	区			()	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			
新規	継続	廃止	区			()	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			
新規	継続	廃止	区			()	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			

本社等と複数店舗の収集運搬業務を一括契約する場合でも、排出場所ごとの店舗名等を記載すること

(注) 記載事項のすべてを記載することができないときは、この様式(第2面)の例により作成した書面を添付すること。

全 2 枚中 2 枚

誓約書

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長殿

申請者 住所(所在地) **堺市堺区南瓦町3番1号**

氏名(名称) **〇〇株式会社**

(代表者氏名) **代表取締役 〇〇〇〇**

私は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたうえは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領を遵守するとともに、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、市長の指示に従い、適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけることはいたしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で問題が生じた場合は、私の責任において誠意をもって解決します。
- 3 私は、排出事業者との委託契約を書面により締結し当該業を行います。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルピット汚泥に係るものを除く。)
- 4 堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、収集運搬量の実績が「市長の定める量※」に達しない場合は、許可の更新が受けられないことを承諾いたします。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルピット汚泥及び実験動物の死体及びふん尿に係るものを除く。)
- 5 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は許可の取消し等の処分を受けたときにおいて、市長に対して一切の補償その他の要求はいたしません。
- 6 この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

※「市長の定める量」について〔堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第5条第2～4項

2 規則第18条の4第1項第8号の規定により市長が定める量は、一月当たり25トンとし、市長は、収集及び運搬の実績量(浄化槽清掃汚泥等を除く。以下「実績量」という。)が当該量に達しない許可業者に対して、更新許可を行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるア及びイの条件を満たす場合

ア 新規許可又は変更許可後継続して更新許可を受け、当該新規許可又は変更許可から5年を経過し、かつ当該期間内の各月の実績量(次項に規定する一般廃棄物及び第4項に規定する資源物を実績量に含める場合を含む。)が全て25トンに達していること。

イ 現行の許可期間内において本市の清掃工場への搬入が月1回以上(法第7条の3に規定する事業の停止命令又は規則第7条第2項に規定する搬入許可の停止を受けた者は、当該期間が含まれる月を除く。)あること。

(2) 市長がやむを得ない理由があると認める場合

3 前項に定める実績量の規定において、次の廃棄物(当該許可業者が堺市内で収集したものに限り)については、希望する場合、当該実績量に含めることができる。ただし、当該実績に含めることができる量は、次の廃棄物合計で、月16t以内とする。

(1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち古紙及び古繊維

(2) 当該許可業者が堺市再生輸送業の指定において収集運搬した事業系一般廃棄物(魚腸骨・特定家庭用機器等除く)

4 前項ただし書きの規定については、前項各号の廃棄物とその他の事業系ごみとを合わせて当該排出事業者と書面による委託契約が交わされており、かつ本市の清掃工場への搬入が月1回以上ある場合は、この限りでない。

日付は記入しないこと

同意書

年 月 日

堺市長殿

申請者 許可番号 第 号

法人の場合は代表者の
肩書を記載すること

住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号

氏名(名称) ○○株式会社

法人の場合は手書きであっても
実印の押印が必要

(代表者氏名) 代表取締役 ○○○○



(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は記名
押印してください。

私は、一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る審査のため、次の堺市税の納税状況につき、関係公簿を調査することに同意します。

調査に同意する税目(個人にあっては個人事業に係る税を含む)

- 1 個人市民税(特別徴収、個人府民税及び森林環境税を含む。)
- 2 法人市民税
- 3 固定資産税(土地・家屋・償却資産)
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税
- 6 事業所税
- 7 都市計画税
- 8 市たばこ税
- 9 入湯税

有効期間 許可申請後審査終了までの間

日付は記入しないこと

臨時車両使用承認申請書

年 月 日

堺市長殿

申請者 住所(所在地) **堺市堺区南瓦町3番1号**

許可証に記載されている許可番号を記載すること(許可証の右上の堺市第〇〇号ではありません。)

氏名(名称) **〇〇株式会社**
(代表者氏名) **代表取締役 〇〇〇〇**

堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第12条の規定により、臨時車両を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、同第12条の第9項の規定により、貸与された臨時車両マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、2週間を超える見込みの場合は、期間内に更新の手続きが必要です。

許可番号		第 〇〇 号
臨時車両	自動車登録	堺 800 へ 1111
	使用見込期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 *2週間を限度とします*1
	最大積載量	2,000 kg
	車体の形状/車種	塵芥車 / パッカー
	保有区分	所有者・使用者・第三者
	車両保管場所*2	(増車の場合のみ記入のこと)
許可車両	自動車登録番号	堺 800 へ 1321
	使用できない理由	車検のため
増車の理由*2		(増車の場合のみ記入のこと)
排出事業者に関すること*2		増加事業所数 〇 件 増加見込み量 〇 (増車の場合のみ記入のこと)
連絡先		Tel 〇〇〇-△△△△ Fax 〇〇〇
		担当者名 〇〇〇〇
備考		マグネットNo. カードNo.

2週間を超える見込みの場合は、期間内に更新の手続きが必要です。

車検証に記載されている最大積載量・車体の形状を記載すること

年末年始の臨時増車の場合は、該当期間を必ず確認のこと

車検証で「所有者」「使用者」のいずれであるかを確認のうえ、該当事項を囲むこととし、それ以外は「第三者」を囲むこと

※1 年末年始の場合の期間は問い合わせてください。
 ※2 増車申請の場合のみ記入のこと。
 *増車で使用する車両は、当該申請の理由のみに使用すること。
 (注)
 1 許可車両がやむを得ない事由により使用できない場合は、その事由を証する書類を添付すること。
 2 臨時車両の自動車検査証の写しを添付すること。
 3 臨時車両の保有区分が第三者のときは、使用する権原を有することを証する書類を添付すること(要領様式第10号でも可)。
 4 その他、排出事業者を確認できる書類等の添付を求めることがあります。

受付印

亡失等に関する届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長殿

申請者 許可番号 第 〇〇 号

住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号

氏名(名称) 〇〇株式会社

(代表者氏名) 代表取締役 〇〇〇〇

このたび、堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第12条の2第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

なお、当該亡失等物の再貸与を受けた場合には、今後このようなことのないように、管理には慎重を期すことを誓約します。

記 当該する種類を囲むこと

亡失等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 亡失 ・ 減失 ・ 汚損 ・ 破損
亡失等物	臨時車両マグネット (<input checked="" type="checkbox"/> 2 枚) 許可車両の自動車登録番号 (<input checked="" type="checkbox"/> 堺 800 へ 4321) 臨時車両の自動車登録番号 (<input checked="" type="checkbox"/> 堺 800 へ 1111)
亡失等年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
亡失等理由	<例>工場搬入を終えて車庫に戻った ところ、貼付していたマグネットが 1つの間になくなっていった。帰路のル ートをたどったが、見つからなかった。
再貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
備考	<実費弁償> <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 再貸与が必要な場合は、再貸与申請書もあわせて提出のこと

具体的に記入のこと

(第1面)

様式第23号 (第13条関係)

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

許可証に記載されている許可番号を記入すること(許可証の右上の堺市第〇〇号ではありません。)

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長殿

許可番号 第 〇〇 号
住所(所在地) 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏名(名称) 〇〇株式会社
(代表者氏名) 代表取締役 〇〇〇〇
担当者名(〇〇) TEL (〇〇〇-△△△△)

建設・製造・卸売業に関しては中～小分類程度で記入すること

月極等の場合でも、1kg 当たりの単価に換算して記載すること(処分料金及び消費税含む。)

〇ではなくkgで記載すること

堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事項は、条例第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。
(〇〇年〇〇月分)

区分	排出場所			名称 (業種)	廃棄物の種類		単価 (kg)	収集量 (kg/月)	収集曜日
	区	町名	丁番地		市の処理施設に搬入するもの	その他			
新規 継続 廃止	堺区	北三国ヶ丘町	5丁1-1	〇〇食品 (食料品製造業) 電話番号: 〇〇〇-△△△△ カナ姓: ミヅニ 三國	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		17	24,000	毎日
新規 継続 廃止	中区	土塔町		(小売業) カナ姓: モリシ 百舌鳥	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず		20	800	月水金
新規 継続 廃止	東区	引野町	1丁110	△△敷物店 (繊維品卸売業) Tel: 〇〇〇-△△△△ カナ姓: ヤシモ 八下	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず				土日
新規 継続 廃止	西区	浜寺船尾町東	1丁101	△△新聞 (新聞業) Tel: 〇〇〇-△△△△ カナ姓: ヒガシ 東	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず				第1.3水

当該排出場所から運搬する廃棄物を囲むこと

複数枚にわたる場合は、そのすべての合計を記載すること

※ 翌月末日までに提出すること。

排出場所総数	7件	総収集量	42,300 kg/月
--------	----	------	-------------

全 2枚中 1枚目

記入を忘れないこと

(第2面)

許可業者名 (**〇〇株式会社**)

(**〇〇** 年 **〇〇** 月分)

区分			排出場所			廃棄物の種類		契約単価 (円/kg)	収集量 (kg/月)	収集曜日
			所在地	名称 (業種)	市の処理施設に搬入するもの	その他				
区	町名	丁番地	電話番号	フリガナ 担当者名						
新規	継続	廃止	北 区	百舌鳥 西之町	1丁82	〇〇レストラン百舌鳥店 (一般飲食店) TEL 〇〇〇-△△△△ カナ姓: ミヅノ 西之	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	20	2,000	日
新規	継続	廃止	美原 区	阿弥	93	〇〇レストラン 美原店 (一般飲食店) TEL 〇〇〇-△△△△ カナ姓: クロヤマ 黒山	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	20	5,000	月火水
新規	継続	廃止	北 区	新金岡 町	4丁8-1	〇〇株式会社 (サービス業) TEL 〇〇〇-△△△△ カナ姓: ヤシモ 八下	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	19	10,000	水金
新規	継続	廃止	南 区	片蔵	1425	△△刃物店 (小売) TEL 〇〇〇-△△△△ カナ姓: ミクニ 三國		0		
新規	継続	廃止				() カナ姓:				
新規	継続	廃止				() カナ姓:	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			
新規	継続	廃止	区			() カナ姓:	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			
新規	継続	廃止	区			() カナ姓:	動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず			

廃止の場合は、廃止で収集量が0となった月まで記載し、それ以降の月は削除すること

本社等と複数店舗の収集運搬業務を一括契約する場合でも、排出場所ごとの店舗名等を記載すること

(注) 記載事項のすべてを記載することができないときは、この様式(第2面)の例により作成した書面を添付すること。

忘れずに記載すること

全 **2** 枚中 **2** 枚目

一般廃棄物（資源物）収集運搬業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長殿

許可証に記載されている許可番号を記入すること(許可証の右上の堺市第〇〇号ではありません。)

許可番号 第〇〇号
 住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号
 氏名(名称) 〇〇株式会社
 代表者氏名 代表取締役〇〇〇〇
 担当者名(〇〇) TEL (〇〇〇-△△△△)

堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

(〇〇年〇〇月分)

一般廃棄物（資源物）の種類	排出場所	搬入先			収集運搬量 (kg/月)
		氏名又は名称	処理施設の設置場所の所在地	電話番号	
古紙	堺市内一円	△△株式会社	堺市〇〇区〇〇町〇〇番△△号	〇〇〇-××△△	500 kg
古繊維	堺市内一円	◇◇株式会社	堺市〇〇区〇〇町〇〇番◇◇号	〇〇〇-××◇◇	200 kg
食品残さ	別紙のとおり	××株式会社	堺市〇〇区〇〇町〇〇番××号	〇〇〇-××××	300 kg
合計					1,000 kg

- (注) 1 堺市内で発生したものに限る。
 2 搬入先の計量伝票（原本）を添付すること。
 3 初回の一般廃棄物（資源物）収集運搬業実績報告書提出時には、誓約書も添付のこと。
 4 収集運搬実績量に含めることを希望する場合のみ提出すること。
 5 翌月末日までに提出すること。

一般廃棄物（資源物）収集運搬業
実績報告書に係る誓約書

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長 殿

申請者 許可番号 第 ○○ 号

住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号

氏名(名称) ○○株式会社

(代表者氏名) 代表取締役 ○○○○

今般、一般廃棄物（資源物）収集運搬業実績報告書を提出するにあたり、堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第13条第2項第2号の規定により、下記のとおり誓約いたします。

また、この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても、異議の申立てを行いません。

記

- 1 計量伝票の写しではなく原本を提出すること。
- 2 計量伝票に、当該資源物の搬入年月日、許可業者名、品目、重量、収集及び運搬車両番号、搬入先事業所の所在地・名称・電話番号を記載すること。
- 3 計量伝票の記載内容（手書き事項を含む。）について、事実と相違ないこと。
- 4 所有権又は使用する権原を有する車両で当該収集及び運搬を行い、リサイクル施設へ搬入すること。
- 5 市長が求めた場合、当該収集及び運搬車両の自動車検査証、車両使用承諾証明書又はその他の書類等を提出すること。
- 6 市長が行う排出事業者、搬入先のリサイクル施設又は関係者等の調査に協力すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

許可証亡失・滅失申立書

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地) **堺市堺区南瓦町3番1号**

氏名(名称) **〇〇株式会社**

(代表者氏名) **代表取締役 〇〇〇〇**

該当事項を囲むこと

下記の許可証を **亡失** しました。今後は、十分注意いたします。
滅失

なお、同許可証の再交付を受けた後、亡失した同許可証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納いたします。

記

1 許可証の名称
一般廃棄物収集運搬業許可証

許可証に記載されている
許可の年月日

2 許可年月日
〇〇年**〇〇**月**〇〇**日

3 許可番号
第 **〇〇** 号

許可証に記載されている許可番号を記入すること
(許可証の右上の堺市第〇〇号ではありません。)

一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者：株式会社△△商店：(以下「甲」という。)と、
 収集・運搬業者：〇〇株式会社：(以下「乙」という。)は、
 甲の事業場：(所在地)堺市南区桃山台1丁1番1号
 (名称等)スーパー△△

から排出される一般廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則、その他関係法令を遵守するものとする。

(乙の事業範囲)

第2条 乙は、事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

(委託する一般廃棄物の種類、数量及び収集運搬料金)

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の種類、数量及び処理料金(処分料金及び消費税含む。)は、次のとおりとする。

種類：動植物性残渣 数量：1,000 kg/月 処理料金：22 円/kg
 種類：木くず・紙くず・繊維くず 数量：1,000 kg/月 処理料金：22 円/kg

(運搬先)

第4条 甲が、乙に収集運搬を委託する前条の一般廃棄物の運搬先は次のとおりとする。

運搬先の名称	運搬先の所在地
クリーンセンター東工場	堺市東区石原町1丁102
クリーンセンター臨海工場	堺市堺区築港八幡町1番70号

(積替え又は保管)

第5条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の積替え又は保管を行わない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

(義務と責任)

第7条 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、あらかじめ乙に通知しなければならない。

- 一般廃棄物の発生工程、性状及び荷姿に関する事項
- 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- その他当該一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、乙に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

3 甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適正に保管、管理しなければならない。

4 乙は、甲から委託された一般廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第4条に規定する運搬先における荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

5 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

6 乙が第4項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(契約の解除)

第8条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、その理由が甲の責任による場合を除き、当該一般廃棄物を乙の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

(契約期間)

第10条 ①②どちらかを選択

① この契約は、有効期間を〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

② この契約は、有効期間を〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。また、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも異議がない場合には、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 堺市南区桃山台1丁1番1号
株式会社△△商店 代表取締役 △△△△



乙 堺市堺区南瓦町3番1号
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇



〈例〉

委任状

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長 殿

申請者 許可番号 第 号

住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号

氏名(名称) 〇〇株式会社

(代表者氏名) 代表取締役 〇〇〇〇



私は、次の者を代理人と定め、下記の件について委任致します。

印鑑登録したものを
使用すること

代理人

住 所 〇〇市〇〇町〇丁〇番〇号

氏 名 〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

印

代理人の印鑑を押印
すること

記

- 1 一般廃棄物収集運搬業の許可の申請届出（書類等の作成及び当該書類等の補正）に関すること
- 2 一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る書類の訂正に関すること
- 3 一般廃棄物収集運搬業の許可証の受領に関すること
- 4 申請書副本の受領に関すること
- 5 その他（ ）

廃棄物搬入許可申請書

日付は記入しないこと

フリガナを忘れずに記載すること

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地） **堺市堺区南瓦町3番1号**

フリガナ
氏名（名称） **マルマルカブシキカイシャ
〇〇株式会社**

（代表者氏名） **代表取締役 〇〇〇〇**

電話番号 **〇〇〇—〇〇〇—△△△△**

一般廃棄物収集運搬業許可番号 第 **999** 号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、次の廃棄物について搬入の許可を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

排出場所	堺市内
廃棄物の内容	事業系一般廃棄物（木くず、リサイクルできない古紙、繊維くず、動植物性残さ）
添付書類	(1) 搬入許可誓約書 (2) 搬入車両一覧表及びその自動車検査証の写し (電子自動車検査証については自動車検査証記録事項の写しも提出)

排出者一覧表の添付がなくなりましたので「別紙のとおり」と記載しないでください。

様式第1号（第3条の2関係）

搬入許可誓約書

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長殿

申請者 住所(所在地) **堺市堺区南瓦町3番1号**

フリガナ
氏名(名称) **マルマルカブシキカイシャ
〇〇株式会社**

(代表者氏名) **代表取締役 〇〇〇〇**

- 1 廃棄物の搬入を行うにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の各規定を信義に従い厳守するとともに、堺市が定める許可条件並びに堺市からの指示事項を遵守します。
- 2 廃棄物搬入許可書の保管は、申請者が責任を持って行います。
- 3 廃棄物搬入許可書を市長に返納しなければならない場合は速やかに応じます。
- 4 廃棄物を搬入する際は、法令を遵守します。
- 5 許可申請内容や上記誓約内容に違反した場合に全ての搬入車両が清掃工場への搬入を停止されても異議申立てを行いません。

日付は記入しないこと

廃棄物搬入許可変更承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

フリガナを忘れずに
記載すること

申請者 住所（所在地） **堺市堺区南瓦町3番1号**

フリガナ
氏名（名称） **マルマル
〇〇株式会社**

（代表者氏名） **代表取締役 〇〇〇〇**

電話番号 **〇〇〇-△△△△**

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第8条の3第1項の規定により、廃棄物搬入許可の変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

搬入許可書の番号を記入のこと
(業の許可番号ではありません)

塗りつぶすこと
(チェックも可)

廃棄物搬入許可書番号		第 〇〇-△△△△ 号
変更の内容	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 搬入車両(入れ替え・台数の増車) <input type="checkbox"/> 廃棄物の内容
	変更前	堺 800 お 1234 (例)搬入車両(入れ替え)の場合
	変更後	堺 830 お 1234
変更(予定)年月日		〇〇年〇月〇〇日 変更の事実が発生する日を記載すること

(添付書類)

搬入車両変更（入れ替え・増車）の場合は、搬入車両一覧表及び新たな車両の自動車検査証の写し

(備考)

- 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 廃棄物の内容を変更するときは、排出形態について排出場所の現地確認をすることがあります。

様式第4号の6(第8条の4関係)

該当事項を囲むこと

廃棄物搬入許可(変更・廃止)届出書

日付は記入しないこと

年 月 日

フリガナを忘れずに記載すること

堺市長 殿

届出者 住所(所在地) **堺市堺区南瓦町3番1号**

フリガナ
氏名(名称) **マルマル
〇〇株式会社**

(代表者氏名) **代表取締役 〇〇〇〇**

電話番号 **〇〇〇-△△△△**

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第8条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

搬入許可書の番号を記入のこと
(業の許可番号ではありません)

塗りつぶすこと
(チェックも可)

廃棄物搬入許可書番号		第 〇〇-△△△△ 号
変更の内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 住所(所在地) <input type="checkbox"/> 氏名(名称) <input checked="" type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 業種 <input type="checkbox"/> 排出場所 <input type="checkbox"/> 搬入車両(台数の減車)
	変更前	代表取締役 〇〇〇〇
	変更後	代表取締役 〇〇〇〇
(廃止・変更) (予定)年月日		〇〇年〇月〇日

変更の事実が発生する日を記載すること
※代表者氏名の変更年月日は、就任等の日付を記載すること(登記日ではありません)

(添付書類)

- 住所(所在地)又は排出場所の変更の場合は、その所在地を示す付(廃棄物搬入許可書(様式第4号(丙)))の交付を受けた者に限る。)。
- 搬入車両変更(減車)の場合は、当該車両に係る廃棄物搬入許可書(様式第4号(丙))。
- 廃止の場合は、廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲)(丙))

備考

変更の内容により、排出形態について住所(所在地)及び排出場所の現地確認をすることがあります。

計量（搬入承認）カード亡失等に関する届出書

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長殿

申請者 住所（所在地） **堺市堺区南瓦町3番1号**

氏名（名称） **〇〇株式会社**

（代表者氏名） **代表取締役 〇〇〇〇**

電話番号 **〇〇〇-△△△△**

堺市廃棄物等搬入出に係るカード事務取扱要領第8条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

なお、当該亡失等物の再貸与を受けた場合には、今後このようなことのないように、管理には慎重を期すことを誓約します。

該当する種類を塗りつぶすこと

亡失等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
亡失等年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
当該カード 自動車登録番号	堺 830 お 1234
亡失等理由	<p><例>工場搬入を終えて車庫に戻ったところ、搬入承認カードがいつの間になくなっていった。帰路のルートをとったが、見つからなかった</p>
再貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

具体的に
記入のこと

該当する種類を塗りつぶすこと

様式第 8 号

計量（搬入承認）カード返納届出書

日付は記入しないこと

年 月 日

堺市長 殿

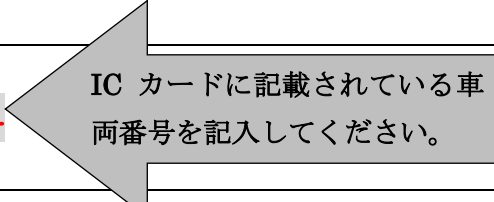
申請者 住所（所在地） **堺市堺区南瓦町 3 番 1 号**

氏名（名称） **〇〇株式会社**

（代表者氏名） **代表取締役 〇〇〇〇**

電話番号 **〇〇〇-△△△△**

堺市廃棄物等搬入出に係るカード事務取扱要領及び第 9 条第 2 項の規定により、次の計量（搬入承認）カードを返納したいので届け出ます。

返納年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
当該カード 自動車登録番号	堺 830 お 1234  IC カードに記載されている車両番号を記入してください。
返納数量	〇 枚貸与された内、 〇 枚を返納します。
返納理由	<例> ・ 1 台減車のため 1 枚返納します